

原子力安全庁（仮称）の事務について

1. 原子力安全庁（仮称）は、原子力の安全の確保のため、以下の役割を担う。
 - ① 最新の科学的知見に基づき、原子炉、核燃料物質等の規制を効果的に実施。
 - － 発電用原子炉の規制とともに、試験研究炉の規制を一元化。
 - － 事業者の継続的な安全向上を促す実効的な規制を目指し、不断に見直し。
 - ② 原子力事故発生時の危機管理の中心となるとともに、平時から緊急時に備えた体制を整備。
 - － 環境大臣が、原子力災害対策本部の副本部長として、同本部の司令塔となる。
 - － 重大事故発生時も念頭に、対応体制を整備し、指揮命令系統を明確化。実践的な訓練等を実施。
2. さらに、規制機関としての機能及び危機管理の能力の確保・向上等の観点から、以下の業務を一元的に実施。
 - ① 核テロ対策など核セキュリティ確保のための事業者の監督、治安機関との連携等の対策を担う。（原子力委員会が所掌していた核セキュリティに係る政策立案機能も一元化。）
 - ② 環境モニタリングについて、有事はもとより、平時においても国全体のモニタリング機能の維持・向上を図るための計画立案・調整を行う司令塔機能（SPEED I の運用を含む。）を担う。
 - ③ 今後発生する事案に関する事故調査・検証についての業務を担うこととし、原子力安全審議会（仮称）にこのための機能を付与。
 - ④ この他、広く原子力の安全の確保のための業務を推進（安全研究の推進等）。

原子力安全庁(仮称)の仕事(イメージ)(案)

今回の事故を受けて、原子力安全庁(仮称)の業務は、「規制による事故の未然防止」に加え「原子力災害による国民の健康被害等の防止(危機管理を含む。)」や「原子力起因の放射能汚染への国民の不安への対応」の重要性が拡大。(この業務の執行への国民の信頼を得る上で、原子力安全庁(仮称)の「独立性」と「透明性」を担保することが重要。)

平時	緊急時(原子力緊急事態宣言発令時)
<u>平時の仕事(安全規制による原子力災害の予防等)</u> ・指針、基準等の策定(法令による透明化) ・事業者の継続的な安全向上を促す規制の実効的な実施 ・最新の知見による不断の規制の見直し ・国際交流、調査研究を通した最新の知見の獲得	<u>災害時の仕事(国民の生命・身体・財産の保護等)</u> ・原子力災害対策本部の事務(正確な情報に基づく的確な避難指示、事故原子炉等の鎮圧の指揮等)を、事務局としてサポート (主として) ・現地サイトにおける事態の把握と国民への的確な情報提供 ・ERC(サイト等との情報インフラを抜本的に強化)の運営による正確な情報の把握、本部への伝達、住民・国民・海外への的確な情報提供 ・緊急時モニタリングの司令塔及び主体的実施
<u>災害を想定した仕事(原子力災害に日頃から準備等)</u> ・指針、マニュアル等の策定 ・災害を想定した実践性のある訓練等の防災対策の実施 ・立地・周辺自治体との協力・連携関係の構築 ・ERSS/SPEEDI、防災情報ネットワークの構築、維持 ・核セキュリティへの的確な対応	(参考:原子力災害対策本部として、他省庁等と協力して実施する仕事) ・住民の避難誘導 ・飲食物の摂取制限 ・人員、物資の輸送 ・被災者の生活支援 ・応急医療・救護 等
<u>災害後の仕事(安全面から災害後処理の管理等)</u> ・事故原子炉等の後処理の安全面からの管理 ・事後のモニタリングの司令塔機能(実施と評価)	※ 上記の業務のうち、原子炉等の状況に関する情報や、放射線に関する専門的知見を要する部分については、原子力安全庁(仮称)が責任を持って対応する。
<u>原子力起因の放射能汚染への国民の不安への対応</u> ・国民の不安を的確に受け止めた原子力起因の放射線リスクの明確化 ・事後のモニタリングの司令塔機能(実施と評価)(再掲)	